

「（仮称）鎌倉市宿泊税条例」の骨子

1 条例の構成と内容

項目	内容										
課税の目的	国内外から多数の観光客が訪れ、交流する本市の観光資源の魅力維持・向上を図るとともに、宿泊を伴う滞在型観光の促進、観光と市民生活の調和及び持続的な観光振興のための施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課すものです。										
用語の定義	各用語について次のように定義します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>旅館業</td> <td>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）</td> </tr> <tr> <td>住宅宿泊事業</td> <td>住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業</td> </tr> <tr> <td>宿泊施設</td> <td>旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>寝具を使用して宿泊施設を利用すること</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金</td> <td>宿泊の対価として支払うべき金額（具体的な内容は規則で定めます。）</td> </tr> </table>	旅館業	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）	住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業	宿泊施設	旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅	宿泊	寝具を使用して宿泊施設を利用すること	宿泊料金	宿泊の対価として支払うべき金額（具体的な内容は規則で定めます。）
旅館業	旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）										
住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業										
宿泊施設	旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅										
宿泊	寝具を使用して宿泊施設を利用すること										
宿泊料金	宿泊の対価として支払うべき金額（具体的な内容は規則で定めます。）										
納税義務者等	宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課します。										
税率	宿泊者1人1泊につき300円とします。										
徴収の方法	特別徴収の方法（市に代わり、宿泊事業者が宿泊者から税額を徴収する方法）によって徴収します。										
特別徴収義務者	原則、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者とし、市長が特に必要と認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を指定することができるものとします。										
特別徴収義務者の申告等	市内において旅館業又は住宅宿泊事業の経営を開始しようとする者は、開始日の5日前までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記載した申告書にその事由を証明する書類を添付して、市長に提出することを義務付けるとともに、申告書の記載事項に異動があったとき、宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするとき及び再開しようとするとき、宿泊施設の経営を廃止したときにも市長に届け出ることを義務付けます。										
減免	天災その他特別の事情がある場合において宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免します。										

納税管理人	特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定め、市長の承認を受けることを義務付けます。ただし、宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請して認定を受けたときは納税管理人を定めることを要しないものとします。
申告納入	特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入書により納入することを義務付けます。ただし、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他規則で定める要件に該当する者として市長の承認を受けた場合には、申告納入の期日に特例を設けます。
徴収不能額等の還付又は納入義務の免除	特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額の還付又は納入の義務を免除します。
特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等	特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額を記載し、5年間当該帳簿を保存することを義務付けます。加えて、宿泊に係る売上傳票その他の書類であって、帳簿と同じ事項を記載したものを作成し、2年間保存することを義務付けます。
帳簿の記載義務違反等に関する罪	帳簿又は宿泊に係る売上傳票その他の書類に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をしない、虚偽の記載、隠匿、保存義務違反に該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処することを規定します。
納税管理人に係る不申告に関する過料	申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合に、10万円以下の過料を科すことを規定します。
検討	本条例の施行後、3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとします。

2 施行時期

令和9年（2027年）10月1日（予定）